



山口 薫「牛と少女」1965年 リトグラフ

たかしんの現況 ダイジェスト

2021

SINCE 1914



高崎信用金庫

大正3(1914)年7月、「地域の役に立つ金融機関をつくろう」と、地域経済の発展を願う地域の商工業者の有志が集い、当金庫の前身となる「高崎信用組合」が設立されました。その後、昭和26(1951)年の信用金庫法の公布・施行に伴い、「高崎信用金庫」として新たなスタートを切り、地元本位の経営支援を貫き、堅実な成長を続けました。

現在では、高崎市や前橋市を中心とした8市4郡を営業エリアとして、全役職員が地域の皆さまの発展と豊かな暮らしの実現に向けて業務に取り組んでいます。

これからも当金庫は、「地域密着・相互扶助」の精神のもと、地域社会、地域経済の持続的な発展に貢献し、地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関を目指してまいります。



高崎信用金庫の概要 (令和3年3月31日現在)

所在地	高崎市飯塚町1200-1
電話	027-360-3000(代表)
創立	大正3年7月1日
会員数	28,032名
出資金	14億97百万円
預金	5,083億円
貸出金	2,338億円
店舗数	29店舗(うち出張所3)
役職員数	356名

CONTENTS

たかしんの考え方	2
事業と暮らしを応援	3
よきパートナーとして	5
地域社会の一員として	7
環境保全に向けて/働きやすい職場づくり	9
たかしんネットワーク	10
お客さま保護の態勢	11
令和2年度の業績	13

本誌に記載の比率および金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。



シンボルマーク

このシンボルマークは高崎信用金庫のイニシャル「T」をデザインしたものです。Tから力強く広がるフォームは総合的な金融サービスと情報発信のパワー、また、職員一人ひとりが多方面に向けて積極的・エネルギーに活動を広げる姿をシンボライズしました。お客さまと地域のお役に立ちながら、共に発展していきたいという決意と願いを、このダイナミックなフォームに込めました。

たかしんの考え方

経営理念

「経営理念」は、私たちの達成すべき「目的」です。

- 会員・顧客の繁栄
- 地域社会の繁栄
- 地元中小企業の健全な発展と地域住民の福利の向上

目指すべき姿

地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関

地域のお客さまへの徹底した訪問活動と面談により、お客さまをよく知ることに努めます。

そして、お客さまの抱える課題を把握し、その解決をお手伝いすることで、お客さまのお役に立ち、地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関を目指します。

基本理念

「基本理念」は、私たちの地域の皆さまに向けての「宣言」です。

- 地域の繁栄を願い、人びとの暮らしを見つめ、豊かな未来づくりを応援します。
顧客・会員・地域とともに歩み、地域社会になくしてはならない金融機関として、充実した機能サービスで対応。常に時代を先取り、地域の豊かな未来づくりに貢献します。
- しなやかな対応と独自性の発揮に努め、常に革新しつづけます。
激動と変革の時代に即応できる体制づくりを行い、高度化・多様化するニーズに迅速、的確に対応し、常に役立つ先進的な金融機関を目指します。
- ふれあいを育て、迅速な行動と進取の心でチャレンジします。
心のふれあいを大切に、明るく積極果敢に行動し、地域の人びとや企業に親しまれ、信頼され、地域とともに発展する金融機関になるよう努めます。

創立以来変わらない姿勢

私たちは、こんな気持ちで、日々仕事に取り組んでいます。

- 地域にお住まいの方々のお役に立ちたい
- 地域で事業を営むの方々のお役に立ちたい
- 地域社会のお役に立ちたい

高崎信用金庫 SDGs宣言

(令和元年8月1日制定)

高崎信用金庫は、金融業務を通じて、地元中小企業の皆さまの事業の発展や、地域住民の皆さまの豊かな暮らしのお手伝いをする中で、地域社会の持続的発展に努めております。

また、金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育、福祉、防犯といった面においても、広く地域社会のお役に立つ活動に取り組んでおります。

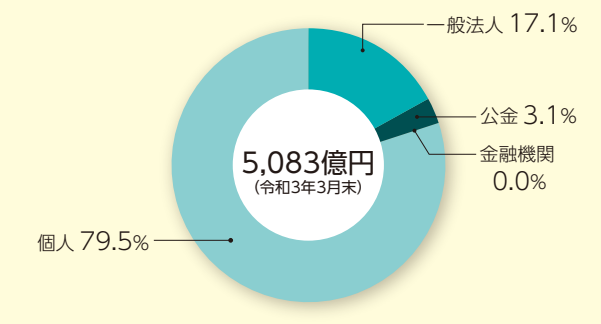
当金庫のこうした取組みは、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、今まで以上に、取組みを強化し、地域金融機関としての使命を果たすことで、SDGsの達成に貢献してまいります。



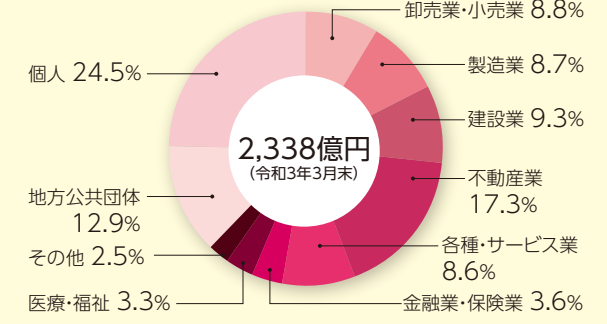
SDGs(エスディージーズ):2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称です。

たかしんは、地域の中小企業の皆さまや個人の皆さまが会員となってお互いに助け合い、共に発展していくことを目的として運営されている相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とするお客さまにご融資することにより、事業の発展や生活向上のお手伝いを通じて、地域社会の持続的発展に努めています。

■預金者別内訳



■貸出金業種別内訳



新型コロナウイルス感染症への取組み

新型コロナウイルス感染症が令和2年1月に国内で初めて確認されて以来、政府は「歴史的緊急事態」とし、緊急事態宣言を繰り返していますが、令和3年度に入っても感染拡大は収まらない状況にあります。

たかしんでは、お客さまの健康と安全を最優先に、感染防止対策を徹底した営業活動を行い、新型コロナウイルスの感染拡大で深刻な影響を受けている地域の中小企業および個人事業主の方や、個人のお客さまへの支援に全力で取り組んでいます。



定期的な消毒作業

- ▶ 営業店（出張所を除く）およびたかしん相談プラザに資金繰り相談窓口を設置し、ご相談に対応。
- ▶ 感染拡大の影響を受けているお客さまの資金繰りを支援する商品および返済条件変更手続きに係る手数料免除の取扱い。

コロナ禍でのたかしんの経営支援事例

A社の課題

生花販売業のA社は、コロナ禍の影響で、主力事業のプライダル部門・葬儀部門における受注をほとんど失うなど業況が悪化し、喫緊の課題として売上増加に向けた解決策を検討するために、たかしんに相談しました。

課題解決に向けた対応

たかしんはA社へ、「たかしん1日巡回経営相談サービスI型」を提案しました。同サービスは、当金庫と一般社団法人群馬県中小企業診断士協会が連携して経営課題を抱えた取引先企業を訪問し、経営の診断と課題解決へのアドバイスをするものです。診断の結果、A社の売上増加に向けた課題が明確になり、強化方針を①品揃えの充実②SNSおよびEC販売の活用の2点に絞り、支援に取り組みました。

A社の現状

Instagramの投稿を充実させると、Instagramのフォロワー数が半年の間に約4倍に増加しました。新商品やイベントの情報をアップするたびに集客に反映され、店舗での売上高は前年同月比で2倍の月もあり、大きく改善しています。信用金庫業界推奨ECサイトにおいても商品数が増え、利用者数も増えてきています。さらに、ホームページのリニューアル等に活用できる「小規模事業者持続化補助金」を高崎商工会議所とともに連携して申請した結果、無事採択となりました。現在、ホームページでのEC販売の実現を目指し、リニューアルに取り組んでいます。たかしんはA社の取組みに対し、これからも寄り添った支援を継続していきます。

金融円滑化への取組み

たかしんでは、地域に根ざした金融機関として、中小企業のお客さまや個人のお客さまに必要な資金を円滑に供給することを最も重要な役割としています。

中小企業および個人事業者の方からの資金繰り全般に関するご相談や、住宅ローンをご利用のお客さまからのご相談、さらには創業を目指す方からのご相談に応じるため、出張所を除くすべての営業店融資窓口に「特別相談窓口」を設置しています。住宅ローンはたかしん相談プラザでもご相談いただけます。

ご相談窓口

- 全営業店の融資窓口（出張所を除く）
受付時間：平日 9:00～15:00（高崎市場支店は8:00～15:00）
- たかしん相談プラザ（フリーダイヤル 0120-603-796）
受付時間：平日 9:00～19:00 土日 10:00～17:00

ご返済条件の変更等に関する苦情相談窓口

担当部署：リスク統括部（027-360-3458）
受付時間：平日 9:00～17:30

事業性評価に基づく融資の取組み

たかしんは取引先企業の経営課題等の実態把握に努め、決算書や担保等の数字だけにとらわれず、事業の内容や成長可能性等を適切に評価し（事業性評価）、担保・保証に過度に依存することなく、地域金融機関として資金の円滑な供給に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

たかしんは、お客さまの安定的な資産形成のお役に立つため、お客さまの利益を保護する態勢のもと、より良い金融商品とサービスを提供する方針を策定しています。「地域の繁栄を願い、人びとの暮らしを見つめ、豊かな未来づくりを応援します。」という当金庫の基本理念の実現に向け、お客さまの安定的な資産形成のため、良質な商品とサービスを提供することによって、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

なお、本方針に基づく取組状況は定期的に確認し、見直しを行い、その結果を公表いたします。定期的な公表の第3回として、令和2年6月30日にホームページに掲載しました。また、本方針はお客さま視点に立ち、定期的に見直しを行ってまいります。

相談業務

たかしんでは、お客さまのさまざまなご相談にお応えするため、土日も住宅ローンなどのご相談やお申し込みをいただける「たかしん相談プラザ」の設置や年金などに関する各種相談会を開催しています。

●たかしん相談プラザ

たかしん相談プラザ 営業のご案内

お取扱業務	●住宅ローン、自動車ローン、教育ローンなど各種個人ローンに関するご相談・受付 ●年金、資産運用に関するご相談
営業日	●平日および土・日曜日（12月31日～1月3日と祝日を除く）
営業時間	●平日 9:00～19:00 ●土・日曜日 10:00～17:00
住所	●高崎市貝沢町1283-1（たかしん貝沢支店内）
電話番号	●フリーダイヤル 0120-603-796



たかしん相談プラザ

●年金相談会

「いつから、いくらぐらい、もらえるの?」「お給料をもらいながら、もらえるの?」「退職後の諸手続きは?」など、年金に精通した専門家（社会保険労務士）とたかしん年金担当がお一人様ごとに丁寧にお答えします。

年金相談会は毎月2～3回開催しています。詳しくは、高崎信用金庫地域サポート部年金担当（TEL:027-360-3457）までお気軽にお問い合わせください。

●税務相談会

年金をお受取りのお客さまや医療費控除・住宅取得控除を受けられるお客さまの所得税の還付請求について、税理士が確定申告の書類作成などのご相談を承ります。

毎年2月中旬ごろ、本店営業部にて開催しています。

たかしんでは、地域で事業を営むお客さまや個人のお客さまへの円滑な資金供給にとどまらず、お客さまとの日常的・継続的な関係を通じて、コンサルティング機能を発揮し、経営支援や地域の活性化に取り組むことは、地域金融機関として最も重要な役割の一つであると位置付けています。

今後も、お客さまの信頼や期待に応える人材の育成とノウハウの向上に努めるとともに、国から認定された「経営革新等支援機関」として専門性の高い支援事業を展開してまいります。また、外部専門家や外部機関等とも連携を強化することで、お客さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向けた最適なソリューションの提案や、地域の面的再生等にも積極的に取り組んでまいります。

創業・新事業の支援

事業所数の増加は、雇用機会の創出となり、地域活性化へとつながります。たかしんは、地元の活性化につながる創業・新事業を積極的に応援しています。創業希望者が創業計画書を作成する際のアドバイスや、創業間もない方々へのフォロー訪問など、支援に取り組んでいます。

● 外部機関との連携

- ▶ 高崎商工会議所主催の「創業塾」（令和2年10月6日～、全8日間）に後援しました。
- ▶ 上毛新聞社主催の「群馬イノベーションアワード2020」にフィナンシャルサポーターとして協賛しました。

● 高崎モーニングピッチ

たかしんは、「創業者やベンチャー企業などを応援し、高崎市における創業率の向上を目指すことにより、地域を活性化させていきたい」という思いから、高崎市、高崎商工会議所およびデロイトトーマツベンチャーサポート株式会社と連携し、平成27年度から「高崎モーニングピッチ」を開催しています。

「高崎モーニングピッチ」は、成長意欲の高い起業家等が自社の製品・サービス・技術・ノウハウ等に関するプレゼンテーションを毎回4名（社）が発表し、その可能性を見出してくれる参加者（公的団体、民間企業、金融機関、投資家等）との出会いを創出し、新たな取引や連携を促すことを目的としています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB（ZOOMウェビナー）上で開催され、当金庫推薦企業をはじめ4名（社）が登場し、プレゼンテーションを行いました。



高崎モーニングピッチ

成長・発展・経営改善の支援

● 本業支援（企業価値向上）の取り組み

たかしんは、本業支援をお客さま企業の価値向上に資する取組みと考え、売上向上や製品開発等に関連した支援を展開しています。

こうした本業支援に加え、たかしんは創業、販路開拓およびM&A等のソリューション提案の充実にも努めています。また、外部専門家や中小企業支援策を活用した支援にも取り組んでいます。

たかしん1日巡回経営相談サービス

一般社団法人群馬県中小企業診断士協会との提携により、「たかしん1日巡回経営相談サービスI型」を実施し、令和2年度は105先のお客さまが利用しました。平成22年度から開始した本サービスは累計で946先に利用されています。

平成30年度からは、株式会社船井総合研究所との業務提携による専門家派遣サービス「たかしん1日巡回経営相談サービスII型」も実施しています。令和2年度は3先、累計では22先のお客さまが利用されています。

たかしんは、2つのサービスを併用しながら、ライフステージに応じたコンサルティングなど、取引先企業へ実効性の高いサポートに取り組んでいます。



たかしん1日巡回経営相談サービス

取引先企業の課題解決に向けた取組み

たかしんでは、事業者の皆さまが抱えるさまざまな課題に対して、共に向き合い、解決に向けた手法を考えるために「事業サポート相談」を実施しています。相談申込書により寄せられた内容に対し、一つひとつ丁寧に相談に応じ、課題解決に向けたサポートを行っています。令和2年度は727件の相談申込みがありました。

「補助金個別相談会」の開催

一般社団法人群馬県中小企業診断士協会および公益財団法人群馬県産業支援機構から相談員を招いた個別相談会を令和2年4月14日と令和3年3月22日に開催しました。「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に加え、中小企業庁が新設した「事業再構築補助金」などの申請相談に、16先が参加しました。

人材採用・人材派遣サービスの紹介

「人材確保」に関するさまざまな課題を抱える中小企業をサポートするため、人材サービス会社3社（ヒューレックス株式会社、株式会社パソナ、パーソルホールディングス株式会社）と業務提携契約を締結し、令和2年2月26日より取引先企業へ「人材採用」や「人材派遣」サービスの紹介を行っています。



補助金個別相談会

「群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点」との金融機関連携への参画による人材サービス開始

経験豊富な人材（プロフェッショナル人材）と県内中小企業のマッチングを支援する専門人材採用支援部門として群馬県産業支援機構に開設された「群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点」と県内金融機関は「金融機関連携」を発足させ、たかしんも同連携に参加しました。この人材サービスの開始により、これまで以上に幅広いネットワークによる人材マッチングを通じて、取引先企業が抱える人材不足や後継者不足等の課題解決を図っています。

● 経営改善支援

たかしんでは、令和2年度は102先のお客さまに対して、経営改善に向けた支援に取り組まれました。そのほかのお客さまにも職員が適宜訪問し、経営支援に努めています。

● 事業承継

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化と、少子化の影響で、事業後継者が見つからないという問題が顕在化しています。事業所数の減少は、雇用機会の喪失へとつながり、地域経済を停滞させる要因となりうることから、事業承継は喫緊の課題と言えます。

たかしんでは「事業承継ヒアリングシート」を活用し、事業承継に向けた準備状況を確認し、未着手の場合には事業承継計画の策定支援を行うなど、早期の事業承継に向けたサポートをしています。

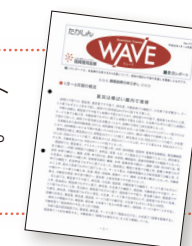
また、群馬県事業引継ぎ支援センターなどの専門機関との連携を強化し、国や地方公共団体等の事業承継支援制度を積極的に活用するなど、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に向けて、さまざまな支援に取り組んでいます。

群馬銀行、桐生信用金庫、しのめ信用金庫との「M&Aに係る業務提携契約」の締結

たかしんは、後継者問題を抱える取引先企業等への事業承継支援の強化を目的に、群馬銀行、桐生信用金庫、しのめ信用金庫と「M&Aに係る業務提携契約」を令和2年3月31日に締結しました。

M&A等に関する情報交換および仲介業務を相互に協力し、地元中小企業のM&Aニーズに応じて存続・発展を支援することで、企業の県外流出を防止して地域経済の安定化につなげることを目的としています。

景況レポートの発行：高崎市内の取引先企業約500社のご協力のもと、「たかしん景況レポート WAVE」を四半期ごとに発行、高崎地区の景況動向として、地域の皆さまに提供しています。ホームページからもご覧いただけます。



たかしんでは、地域社会と密接に結びついた金融機関として、金融サービスや各種情報の提供を通じて、地域社会づくりに貢献することを企業の社会的責任（CSR）と位置付け、積極的に取り組んでいます。

一方、経済的貢献のみならず、環境、文化、教育、福祉、防犯などの面においても、広く地域社会の活性化につながる活動に取り組み、地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めています。

地域社会貢献活動

●地域行事への参加・ボランティア活動

- ▶「全店一斉クリーンアップ活動」を実施。毎月1回、店舗の周辺地域を清掃。（4月8日～）
- ▶役職員による募金を、群馬県信用金庫協会を通じて上毛新聞社「愛の募金」に寄付。（6月16日）
- ▶献血運動に協力、役職員延べ113名が参加。（6月16日、1月19日）
- ▶「ぐんまWEBマラソン2020」に協賛。たかしん職員とその家族もランナーとして参加しました。（11月3日～16日）

●子育てを支援

- ▶群馬県の子育て支援事業ぐんまちよい得キッズパスポート事業「ぐーちよきパスポート」に協賛し、子育て支援金利を住宅ローン、自動車ローン、教育ローンに適用。

子育て支援金利適用実績（令和2年度）（金額単位：百万円）

	件数	金額
住宅ローン	5	128
自動車ローン	85	171
教育ローン	59	180



全店一斉クリーンアップ活動



献血運動



高崎市へ寄付

●芸術・文化・教育の振興

- ▶本店ギャラリーで絵画展や書道展などの企画展を開催。（入場無料）
- ▶青少年の健全育成を目的として、高崎市（公益財団法人 高崎財団）へ寄付。（3月12日）

●地域の安全

- ▶地域の犯罪を抑止・防止し「明るく安全な街づくり」に向けて、全営業車（バイクも含む）に反射シートを装着し、地域防犯パトロールを実施。

●振り込め詐欺等特殊詐欺被害未然防止への取り組み

- ▶上毛新聞社主催による「特殊詐欺被害撲滅キャンペーン」に協賛し、紙面を通して巧妙化する特殊詐欺の手口などを紹介。
- ▶被害未然防止で、本店営業部、室田支店里見出張所、豊岡支店、玉村支店の職員が警察署から感謝状。
- ▶近年続出する「キャッシュカード手交型詐欺」などの特殊詐欺被害を防止するため、詐欺防止チラシをたかしん独自に作成し、店頭や営業活動にて声掛けとともに配布。また、高崎Cityライオンズクラブと連携し、高崎警察署員を招き、石原支店にてご来店のお客さまへ啓発グッズを配布する特殊詐欺被害防止啓蒙活動を実施。（6月15日）
- ▶群馬県警察本部提供の「特殊詐欺への注意喚起DVD」が「手口編」「防犯対策編」の2本立てに更新。「上州くんのNO! 詐欺! Labo!」と題して、たかしん営業店のデジタルサイネージにて毎日9時から15時までリピート放映し、お客さまへの注意喚起を強化中。（7月1日～）

●東日本大震災からの復興支援

- ▶各営業店の窓口で受け付けした「東日本大震災義援金」と「義援金箱」による義援金額の累計は10,874,194円。（令和3年3月末現在）



警察署から感謝状（本店営業部）



特殊詐欺被害防止啓蒙活動



詐欺防止
チラシ

お客さま満足度向上への取り組み

●「たかしん運転免許自主返納者サポート定期預金」の取扱い

- ▶運転免許証を自主返納した高齢者を対象に、金利を優遇した定期預金を取扱い中。

●安心してご利用いただける店舗づくり

- ▶たかしんでは、ご来店のお客さまにとって、安心してご利用いただける店舗づくりを目指しています。



音声案内付ATM（順次入替予定）



音声標識ガイドシステム（前橋南支店）



簡易筆談器



携帯助聴器



点字ブロック（前橋南支店）



点字鈕（本店営業部）



パスタ、食べる？
だるま、買う？
たかしん、行く？

「パスタの街」

地域との連携 ～地域社会・地域経済の活性化のために～

たかしんと高崎市は地域の持続的な発展に寄与することを目的に、平成28年より包括的連携・協力に関する協定を締結しています。

当金庫の店舗を災害時等の一時避難場所として高崎市に利用してもらうなど、災害時における地域支援に協力しています。

また高崎市のイメージアップを図るため、高崎の玄関口である高崎駅構内にポスターを掲示し、地域の活性化を応援しています。



「音楽の街」

「高崎信用金庫 環境方針」の制定

たかしんは、持続可能な社会の形成に向けて、環境への負荷の軽減に継続的に取り組むため、平成30年4月1日に制定した「高崎信用金庫 環境方針」に基づき、環境活動に取り組んでいます。

高崎信用金庫 環境方針

高崎信用金庫は、地球に優しく社会と融和した金融機関を目指し、以下のとおり取り組みます。

1. 事業活動を通じて、省エネルギーやリサイクルを推進し、環境負荷の低減を図ります。
2. 環境パフォーマンスの継続的改善を実行し、環境汚染の予防に努めます。
3. 環境に関連した法規制および協定等を遵守します。
4. 環境保全に役立つ金融商品および金融サービスの提供を通じて、地域の皆さまの環境保全活動を支援し、地域社会の環境改善に貢献します。
5. 環境方針を役職員および当金庫のために働くすべての人に周知徹底するとともに、一般に公開します。

環境負荷低減活動

二酸化炭素を排出しない電気自動車の配備

- 令和2年度末現在6台配備

環境に優しい通帳等の導入

- 通帳や現金封筒等の製造過程にグリーン電力を、印刷時には環境に配慮した素材等を使用しています。

このほかにもさまざまな環境負荷低減活動に取り組んでいます。



電気自動車



定期預金通帳

働きやすい職場づくり



ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭の両立支援)

たかしんでは、職員がその職業生活において十分な能力を発揮できる環境を整備し、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいます。今後も職員一人ひとりがいきいきと働き、能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めることで地域社会の活性化に貢献してまいります。

●「プラチナくるみん認定」の取得

次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業として、「プラチナくるみん認定^{※1}」を令和2年6月10日に取得しました。

※1「プラチナくるみん認定」とは、「子育てサポート企業」(従業員の子育てにやさしい企業)として「くるみん認定」を取得した企業が、仕事と家庭の両立支援においてさらに高い水準の取り組みを行い、特例認定基準を満たした場合に取得できる制度です。



●「えるぼし」の取得

女性活躍推進に積極的な企業として、優良企業認定マーク「えるぼし認定^{※2}」(2段階目)を令和元年7月31日に取得しました。

※2「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づき一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を厚生労働省が認定する制度で、段階は3段階あります。



●改正女性活躍推進法の施行に伴う情報公表項目の開示

令和2年6月1日に「改正女性活躍推進法」が施行され、たかしんでは「職業生活の機会に関するもの」と「職業生活と家庭生活との両立に関するもの」の2区分から次の項目を開示しています。

〈職業生活に関する機会の提供〉

●男女別の採用における競争倍率(直近3事業年度、総合職):女性10.36倍、男性11.98倍 ●管理職に占める女性労働者の割合(直近事業年度):10.8%

〈職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備〉

●男女の平均継続勤務年数の差異(直近事業年度、総合職):女性13.9年、男性19.0年 ●男女別の育児休業取得率:女性100%、男性50%

●労働者の1月当りの平均残業時間:(対象正社員)6.3時間 ●有給休暇取得率:56%

山口薫&田嶋宏行展

令和2年7月20日～10月23日



本展では山口薫の油彩画15点と田嶋宏行の版画13点を展示しました。

抽象芸術の先達として活躍した高崎市出身の画家、山口薫の作品には、郷里榛名の自然に培われた清純な诗情と生活感情、さらに身近なものを形象化した素朴で叙情的な表現が底流にうかがわれ、高い評価と支持を受けています。

田嶋宏行は昭和から平成にかけて活躍した美術家で、小学5年生の時に松井田町に移り、高崎商業学校を卒業後、日本大学芸術科および東京美術学校で学び、木版による抽象画を数多く制作しました。田嶋宏行の作品は町田市立国際版画美術館(東京都)やグッゲンハイム美術館(米国・ニューヨーク市マンハッタン区)をはじめとする海外の有名な美術館でも収蔵されています。

環境ポスター入賞作品展 / 学校環境活動展

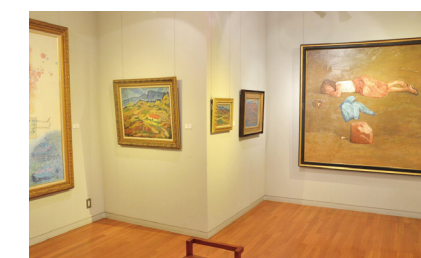
令和2年11月18日～12月4日



高崎市では、子どもたちに環境問題や自然の大切さを知ってもらうために、毎年市内の小学校5・6年生から環境ポスターを募集しています。本展では入賞作品32点を展示するとともに、市内小中学校で取り組んでいる環境活動も紹介しました。

セレクト展

令和2年12月15日～令和3年1月15日

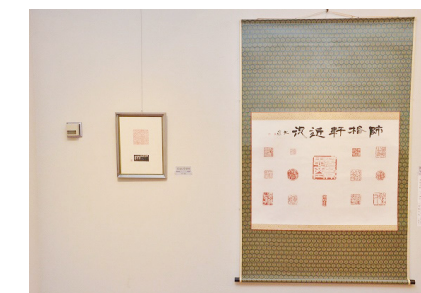


山口薫をはじめとした県内外の作家17名が描いた力作21点を展示しました。

現 存:稲川庫太郎・大津英敏・富澤秀文・成田敬止・町田洋二
物 故:石塚三郎・北條聡・小林良書・里見勝蔵・正田壤・反町博彦
豊田一男・中村節也・榎原健三・深谷徹・矢橋六郎
山口薫

第24回群馬書道大賞展

令和3年2月12日～4月23日



本展は、高崎を中心とする企業のメセナ活動で県書道界の指導者を顕彰する制度として開催され、これまでに大賞25名、特別賞3名、奨励賞147名の顕彰を行っています。

大 賞:大貫北泉(伊勢崎)

奨励賞:松本揚扇(高崎)・石井和雲(高崎)・松村くに子(前橋)

大図みずほ(前橋)・花里智子(前橋)・杉田想子(千代田)

三木彩月(前橋)

たかしんでは、経営方針に則り、顧客保護の観点から「顧客保護等管理方針」を定め、「顧客本位の業務運営」に基づき、誠実な業務活動を行っています。

顧客保護等管理方針

1. 顧客との取引に際しては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 顧客からの相談または苦情等については、誠意を持って対応し、適切かつ十分に扱う。
3. 顧客に関する情報については、法令等に従って適切に取得し、安全に管理する。
4. 顧客との業務に関連して、業務を外部委託することについては、顧客の情報その他顧客の利益を守るため、適切に外部委託先を管理する。
5. 顧客との取引に際しては、顧客の利益を保護するため、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。

●お客さまへの説明態勢

お取引や商品に関するお客さまへの説明と情報提供を適切かつ十分に行うため、各業務ごとの「顧客説明管理マニュアル」に基づく活動を徹底しています。預金・貸出金のほか、投資信託や個人年金保険などのリスク性商品については、金融商品販売法に基づいた「金融商品に係る勧誘方針」に則り、適切な対応を徹底しています。

●お客さま情報の管理態勢

お客さまに関する情報は最重要の資産であると考え、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、厳格に管理しています。また、個人情報保護法に基づき、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定しています。なお、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の詳しい内容につきましては、当金庫のホームページまたは店頭の掲示ポスターでご覧いただけます。

●外部委託管理態勢

当金庫の業務を外部業者に委託する場合にも、お客さまの情報やお客さまへの対応が適切に行われるよう、外部委託先の選定および監督等について定めた「外部委託事務取扱要領」に則り、外部委託先の管理、検証を行っています。

●利益相反管理態勢

当金庫では、お客さまとの取引において、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することにより、お客さまの利益を保護することを目的として「利益相反管理要領」を制定しています。

●振り込め詐欺などの金融犯罪に対する取組み

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただけるよう、振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切な財産をお守りするため、窓口やATMコーナーでの積極的な声掛けや地元警察署との連携強化など、さまざまな取組みを実施しています。

- ・お客さまへの積極的なお声掛け
- ・特殊詐欺被害未然防止を呼び掛けるチラシの配布
- ・特殊詐欺被害未然防止に向けた、デジタルサイネージによる注意喚起DVDの放映

●お客さまへのサポート態勢

当金庫では、顧客保護の観点から金融商品・サービスへのお客さまの信頼性を確保するため、お客さまからの相談、苦情、紛争等については、金融ADR制度も踏まえ、適切な対応を徹底しています。

▶お客さまからのご相談、ご要望、苦情などへの対応

- ・お客さまからのご相談、ご要望、苦情などに迅速かつ適切に対応するため、「お客さま相談窓口」を設置しています。

高崎信用金庫「お客さま相談窓口」

電話 027-360-3456

フリーダイヤル 0120-666-456

(県外からはご利用いただけません)

FAX 027-364-6639

Eメール compliance@takashin-net.co.jp

※電話およびフリーダイヤルの受付時間

当金庫営業日の9:00～17:30

●金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応

【苦情処理措置】

- ・当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。
- ・苦情は、営業店または当金庫「お客さま相談窓口」にお申し出ください。
※営業店の電話受付時間 当金庫営業日の9:00～17:20(電話番号は当誌の裏表紙を参照)

【紛争解決措置】

- ・当金庫は、紛争解決のために、上記「お客さま相談窓口」、「全国しんきん相談所」(受付時間:9:00～

17:00、電話:03-3517-5825)、または「関東地区しんきん相談所」(受付時間:9:00～17:00、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の各仲裁センター、または群馬弁護士会(電話:027-234-9321)の紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記以外の弁護士会を利用する方法もありますので、詳しくは当金庫「お客さま相談窓口」にお尋ねください。

業務継続計画(BCP)

BCP: Business Continuity Plan の略称

たかしんでは、東日本大震災のような自然災害などが発生した場合、早期に通常の業務を再開できるよう、平成24年11月に「業務継続に関する基本的な考え方」を策定し、緊急時における円滑な職員間の連絡を図るための訓練や、各店舗への参集訓練、災害時の停電などを想定した訓練を実施しています。

また、業務継続計画における初動対応を強化するため、全役職員の安否確認を補完する手段として「安否確認システム」を導入しているほか、倉賀野支店、井野支店、西支店、中居支店、六郷支店、石原支店の6店舗に自家発電機を設置するなど、業務継続に向けた態勢の充実に努めています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関して、お客さまと職員の健康と安全を第一に考えた上で、円滑な業務運営が継続できるようさまざまな取組みを行っています。

業務継続に関する基本的な考え方

当金庫は、自然災害、感染症の蔓延、システム障害、人為的災害等により、当金庫の業務継続が脅かされる緊急時において、業務の継続または速やかな業務の再開を図るため、次のような対応を行います。

緊急時の対応

- ▶当金庫は、地域の皆さまと役職員およびその家族の生命および身体の安全確保を第一として、二次災害の防止に努めつつ、業務継続を行います。
- ▶当金庫は、被災地域等における住民の皆さまの生活や経済活動の維持のため、緊急時においても最低限の金融サービスの提供に努めます。
- ▶当金庫は、被災による当金庫単独の決済不能を防止する対策を講じるとともに、社会全体への決済面での混乱拡大の抑制に努めます。
- ▶当金庫は、長期間の業務停止によるお客さまからの信頼の低下や収益機会の喪失による経営への影響を軽減するため、早期の回復に向けた対策を講じます。

業務継続に向けた態勢整備

- ▶当金庫は、業務の継続を経営の最重要事項と位置付け、組織体制を明確にすることにより業務継続計画の継続的な見直しを図ります。
- ▶当金庫は、さまざまな経営資源が制約される緊急時においても、金融機関の使命を果たすために、優先して対応すべき業務を定め、これらの業務に経営資源を集中させてまいります。

●業務活動の取組み

令和2年度は、「支援力・営業力の深化×進化（しんか）」「経営力・内部態勢の深化×進化（しんか）」「人材力・組織力の深化×進化（しんか）」を重点課題に掲げ、地域経済の発展に貢献するため、積極的な金融仲介機能の発揮と、創業・第二創業、経営改善、事業承継など、地域の中小企業支援に努めてまいりました。

特に、コロナ禍に苦しみお取引先の資金繰りと事業継続を徹底的に支援することに、全力で取り組んでまいりました。ゴールデンウィーク期間中の休日に「新型コロナウイルスに関する休日相談窓口」を設置し、より万全の態勢で対応したほか、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けているお取引先を支援するため、返済条件変更手続きに係る手数料を免除する取扱いや、「たかしん生活資金支援ローン」の取扱いを開始いたしました。

また、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成についても、企業応援型の私募債「しんきんSDGs私募債『ちいきにエール』」を全国の信用金庫で初めて引き受けるなど、取組みを強化してまいりました。

●預金・貸出金の状況

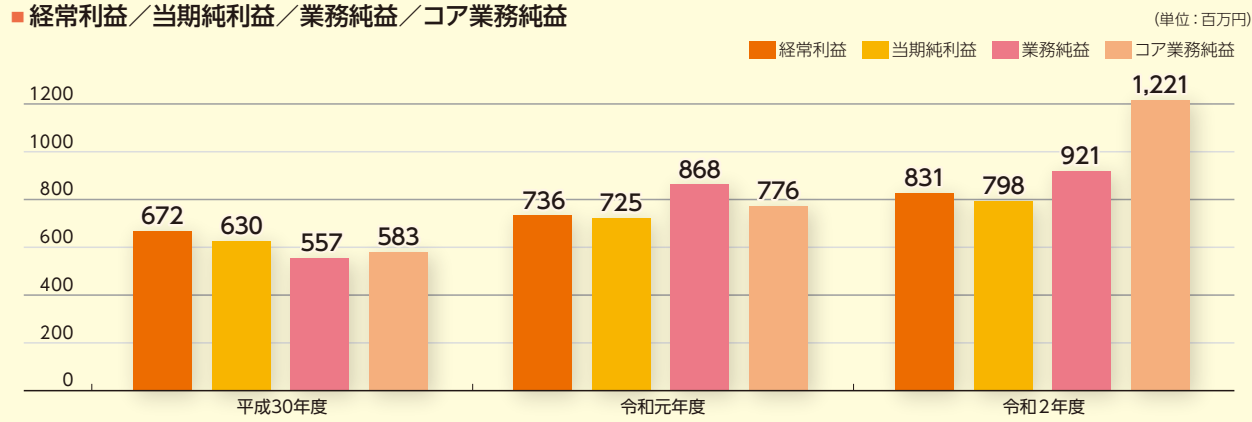
上記のような活動の結果、期末の預金残高は年間214億円増加（増加率4.39%）の5,083億円、貸出金残高は同62億円増加（増加率2.74%）の2,338億円となりました。

●損益の状況

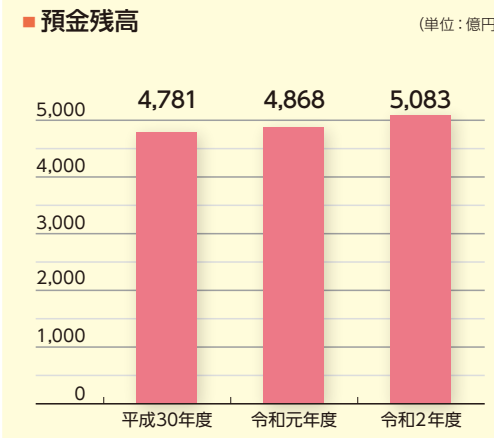
損益面では、貸倒引当金繰入額の増加等があったものの、有価証券利息配当金の増加等が寄与し、経常利益は8億31百万円（前期比95百万円増加）、当期純利益は7億98百万円（同比72百万円増加）となりました。

また、業務純益については、9億21百万円、本来の業務活動の利益であるコア業務純益は12億21百万円となりました。

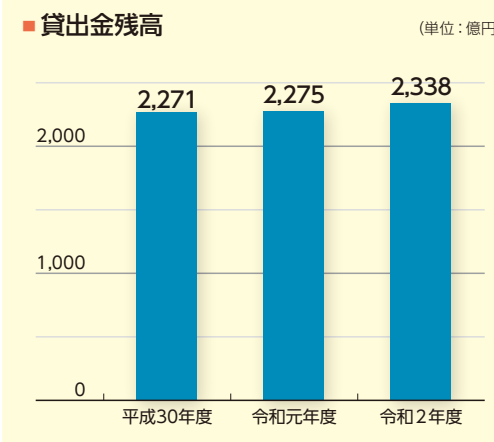
■経常利益／当期純利益／業務純益／コア業務純益



■預金残高



■貸出金残高



●自己資本比率の状況

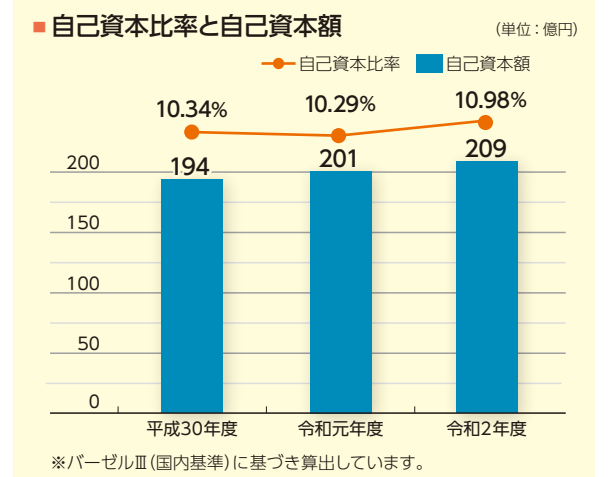
自己資本比率は、前期と比べ0.69ポイント上昇し、10.98%となりました。

自己資本比率とは、経営の健全性・安全性を示す重要な指標の一つです。

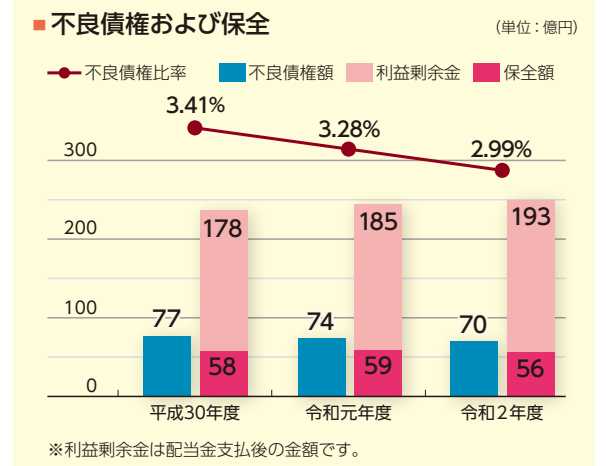
自己資本比率は、損失が発生する可能性のある資産総額（リスク・アセット等）に対し、出資金や内部留保などの自己資本額が占める割合（比率）を示しています。

たかしんの自己資本比率は、信用金庫に求められている国内基準4%を大きく上回っており、健全性において全く問題のない水準となっています。

■自己資本比率と自己資本額



■不良債権および保全



●不良債権および保全の状況

たかしんでは、経営の健全性を維持確保するため、厳正な基準を定め、保有資産を個別に精査する「資産自己査定」を毎年行い、それぞれの資産の健全性に応じた適正な償却・引当を実施しています。

金融再生法上の不良債権比率は、前期と比べ0.29ポイント改善し、2.99%となりました。なお、これらの債権は、担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金からなる保全額によって十分カバーされています。

また、保全額に加え内部留保である利益剰余金は193億円あり、不良債権に対する備えは万全です。

用語解説

▶業務純益、コア業務純益

金融機関には、損益計算書における「経常利益」や「当期純利益」のほかに「業務純益」や「コア業務純益」という利益指標があります。

「業務純益」「コア業務純益」は、金融機関の基本的な業務の指標を示す金融機関特有の利益指標のことで、信用金庫法に基づく報告書様式（決算速報）によって算出したものです。

「業務純益」は、「経常利益」から臨時的損益（貸出金償却、株式や金銭の信託に係る損益、個別貸倒引当金繰入額、退職給付費用（臨時）など）を控除したもので、一般企業という営業利益に相当し、金融機関の主要な業務活動によって得られた利益を表しています。

また、「コア業務純益」は、「業務純益」からさらに一時的な変動要因である一般貸倒引当金繰入額と国債等の債券関係損益を除いたもので、金融機関の事業活動のみの利益を表しています。

▶不良債権

金融機関の貸出金などの債権は、債務者の財政状態や返済の履行状況等に応じて、以下のように分類され、①～③までが、不良債権として開示されることとなります。（金融再生法に基づ

＜開示＞

① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する債権です。

・3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が3ヵ月以上延滞している債権で①②に該当しない債権です。

・貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図るために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予など債務者に有利となる取決めを行った債権で①②ならびに3ヵ月以上延滞債権に該当しない債権です。

④ 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がなく、①～③に該当しない債権です。

